

## 国内外貨建債券取引約款

(平成31年4月1日改定)

### (約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)と当社との間で行う国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金若しくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。)をいう。以下同じ。)の取引に関する取決めです。

### (受渡しその他の決済方法)

第 2 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めしている場合を除き、約定日から起算して4 営業日目(2019年7月16日以降は3営業日目)とします。
- (2) 取引に係る金銭の授受は円貨によります。ただし、当該金銭の授受が円貨に限定されている国内外貨建債券以外のものについては、当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨によることができます。
- (3) 前号の外貨の指定は、発注時にその都度申込者が行うものとします。
- (4) 売買代金の外貨と円貨との換算(当該金銭の授受が円貨に限定されているものを除きます。)は、約定日(その日が東京為替市場の休業日に当たるときは、その後の直近の東京為替市場の営業日)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。
- (5) 募集及び売出しの場合の申込代金の外貨と円貨との換算(当該金銭の授受が円貨に限定されているものを除きます。)は、当社の指定する日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

### (国内外貨建債券に関する権利の処理)

第 3 条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金(記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。)は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。ただし、保護預り約款又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 国内外貨建債券に関し新株予約権(新株予約権証券を除きます。)が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 転換権付社債の転換権行使により申込者が指示しない場合には、別途当社が交付した外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (4) 国内外貨建債券に関し、第1号及び第2号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議申立てを行いません。
- (6) 第1号から第4号に定める処理に係る決済については、前条第2号の規定に準じて行います。この場合において、申込者が外貨で受領することを希望するときは、あらかじめ当社に申し出るものとし、円貨で受領する場合の外貨と円貨との換算(当該金銭の授受が円貨に限定されているものを除きます。)は、当社がその全額を受領を確認した日の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

#### (諸料金等)

第 4 条 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

#### (外貨の受払い等)

第 5 条 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則として申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行ないます。

- 2 当社に預託している外貨を円貨又は他の外貨に交換することを申込者が希望した場合の換算は、交換する日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

#### (諸報告書等)

第 6 条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者あてに送付等を行う諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取扱うことができるものとします。

#### (免責事項)

第 7 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

#### (約款の変更)

第 8 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。